



長野県報

2月26日(木)
平成16年
(2004年)
第1536号

目 次

規則

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則（食品環境水道課）	2
-------------------------------	---

告示

解除予定保安林（森林保全課）	2
長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年長野県告示第640号）の一部改正（監理課）	2
都市計画の変更（下水道課）	2
道路の区域変更（道路維持課）	3
道路の供用開始（道路維持課）	3
広域連合の規約の変更（市町村課）	3
道路交通法に基づく特定講習を行う指定講習機関の指定（東北信運転免許センター）	4
長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部改正（選挙管理委員会）	4

公 告

一般競争入札（政策チーム）	4
長野県公債の償還（財政改革チーム）	5
一般競争入札（管財課）	5
地籍調査の成果の認証（農村整備課）	6
建設業法に基づく経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等に関する必要な事項（監理課）	6
都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	7
建築基準法に基づく公開による意見の聴取（建築監理課）	7
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（2件）（土地改良課）	7
土地改良区の役員の就任及び退任（土地改良課）	8
一般競争入札（7件）（監理課）	8
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（水道課）	13

正誤

正誤（文書学事課）	13
正誤（農村整備課）	13



食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成16年2月26日

長野県知事 田中 康夫

長野県規則第1号

食品衛生法施行細則等の一部を改正する規則

（食品衛生法施行細則の一部改正）

第1条 食品衛生法施行細則（昭和40年長野県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、食品衛生法施行規則」を「及び食品衛生法施行規則」に、「」及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等の省令」を「。以下「省令」に改める。

第2条中「第5条第1項ただし書」を「第9条第1項ただし書」に改める。

第3条中「第1条の3第2項」を「第5条第2項」に改める。

第4条中「第19条の2」を「第49条第1項」に改める。

第5条中「第20条第1項」を「第67条第1項」に改める。

第6条中「第20条の2、第20条の3又は第20条の4」を「第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項」に改める。

第7条中「第21条」を「第71条」に改める。

第8条中「第29条第3項」を「第62条第3項」に改める。

第9条中「、省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及びこの規則」を「又は省令」に改める。

様式第1号中「第15条第1項」を「第26条第1項」に改める。

様式第2号中「政令第4条の2」を「食品衛生法施行令第13条」に改める。

様式第3号中「第23条又は第24条」を「第55条又は第56条」に改める。

(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の14の(19)のアの(7)中「第17条第1項」を「第28条第1項」に改め、同(4)中「第21条」を「第52条第1項」に改め、同(9)中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改め、同(1)中「第22条」を「第54条」に改め、同(6)中「第23条」を「第55条第1項」に、「、営業の禁止又は」を「又は営業の禁止若しくは」に改め、同(9)中「第24条」を「第56条」に改め、同(10)中「第29条の2」を「第63条」に改め、同21の(2)のイ中「第14条」を「第32条」に改め、同(3)のア中「第17条第1項」を「第28条第1項」に改め、同イ中「第22条」を「第54条」に改める。

(長野県組織規則の一部改正)

第3条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第33の食品環境水道課の項並びに別表第36の保健所の項及び食肉衛生検査所の項中「第17条第1項に」を「第28条第1項に」に改める。

(公害の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 公害の防止に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第5条第1号」を「第35条第1号」に改め、同条第2号中「第5条第2号」を「第35条第2号」に改める。

附 則

この規則は、平成16年2月27日から施行する。

食品環境水道課



長野県告示第88号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成16年2月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

小県郡長門町大字大門字大門山352の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及

び小県郡長門町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第89号

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)の一部を次のように改正し、平成16年3月1日以降に行う入札参加資格審査の申請から適用します。

平成16年2月26日

長野県知事 田 中 康 夫

第1の表の建設工事の申請の項中「(以下「経営事項審査」という。)の申請」を「の結果について、法第27条の29第1項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)の請求」に、「経営事項審査の基準」を「総合評定値の基準」に、「経営事項審査を申請している」を「総合評定値を請求している」に、「経営事項審査の申請」を「総合評定値の請求」に改め、「の前年度」及び「(平成14年7月1日以降の申請に限る。)」を削り、同表の建設コンサルタント等の業務の申請の項中「4月1日」を「10月1日」に改める。

第5第1項第1号中「経営事項審査結果通知書(法第27条の27第1項)を「総合評定値通知書(法第27条の29第1項)に、「経営事項審査申請書(法第27条の23第4項)を「総合評定値請求書(法第27条の29第1項)に、「経営状況分析終了通知書(法第27条の27第2項)を「経営状況分析結果通知書(法第27条の27)に改める。

監理課

長野県告示第90号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年2月26日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画、千曲都市計画及び坂城都市計画下水道千曲川流域下水道

2 都市計画を定める土地の区域

変更なし

3 縦覧場所

長野県土木部下水道課、長野市役所、千曲市役所及び埴科郡坂城町役場

下水道課